

トリドール株主優待カード利用規約

(制定日:2026 年6月1日)

第1条 本規約の趣旨および目的

- (1)トリドール株主優待カード利用規約(以下、「本規約」といいます。)は、株式会社トリドールホールディングス(以下、「当社」といいます。)が発行する第 2 条に定義する本カードのご利用について規定するものであり、本カードの利用者(以下、「お客様」といいます。)は、本規約に従って本カードをご利用いただくものとします。
- (2)お客様は、本カードの利用をもって、本規約に同意したものとします。
- (3)本カードの利用可能区域は、日本国内に限定されるものとします。

第2条 定義

本規約において使用する語句の定義は、別途定義されない限り、次のとおりとします。

- (1)「本カード」とは、当社が当社の株主優待制度に基づいて当社の株主に対して発行する株主優待カードであり、あらかじめ株主ごとに額面と管理番号を設定のうえ、当社システムサーバーに電磁的方法により残高が記録されるもので、その残高の範囲で対象店舗のお会計でのお支払いに利用することができる機能を備えたものをいいます。
- (2)「対象店舗」とは、お客様が本カードを利用することができる当社所定の日本国内の当社グループ店舗をいいます。具体的な対象店舗の場所や情報に関しては、当社ホームページにてご覧いただけます。
なお、対象店舗が閉店し、または対象店舗でなくなる等により本カードがご利用いただけなくなった場合でも、第4条第5項のとおり本カードの換金、返金等を行いません。
- (3)「残高」とは、当社のシステムサーバーに記録された本カードの利用可能な金額をいいます。
- (4)「利用金額」とは、対象店舗の商品の購入時にキャッシュレジスターにて本カード記載の二次元コードをご提示いただくことにより、残高を上限としてお会計に利用する金額をいいます。
- (5)「贈呈基準」とは、当社の株主優待制度における、当社の株主様に対して保有株式数に応じて本カードの発行や優待内容を判定するための基準をいいます。

第3条 本カードの発行

- (1)本カードは、次項に定める基準日に贈呈基準に基づき本カードの発行対象となる当社の株主様に対し、当該基準を満たした初回(異なる株主番号で再度当社の株主となったお客様も含みます。)に限り当社が発行し、基準日後の当初所定の時期までに株主名簿に記録されている株主様の住所に送付するものとします。継続保有の株主様(連続した基準日において株主番号が同一の株主であるお客様をいいます。)に対しては、2回目以降カードを発行・送付いたしません。2回目以降は同じ本カードに入金され、本カードを継続してご使用いただきますので、大切

に保管してください。なお、本カードは非売品です。

- (2) 贈呈基準の適合状況は、9月30日および3月31日を基準日として、株主名簿に記録されている株主番号を基準として当社にて判定するものとします。
- (3) 当社は、前項に定める基準日に贈呈基準に基づき、あらかじめ当社が設定した金額を残高として、基準日後の当社所定の時期までに本カードに入金するものとします。

第4条 本カードのご利用

- (1) お客様は、本カードのご利用に際しては、対象店舗の商品の購入時にキャッシュレジスターにて本カード記載の二次元コードをご提示いただくものとします。本カードの残高を上限として、お会計金額(税込)に、10円単位で利用することができるものと、10円未満の金額での利用はできないものとします。この場合、お支払い合計額およびお支払い後の本カードの残高は、レシートに表示されますので、お客様はそれらに誤りが無いことをご確認いただくものとします。
- (2) 本カードの残高から利用金額が減少したことを意味する情報が、当社システムサーバーに記録された時点で、本カードの残高が減少するとともに、当該利用金額が対象店舗の商品の購入時にお客様のお会計金額(税込)から差し引かれます。
- (3) お客様は、本カードを現金やクレジットカード等の支払い手段と組み合わせて用いることができます。その場合、お客様は、本カードによるお支払い金額を指定いただいた上で、残額を当該支払い手段によりお支払いいただくものとします。
- (4) 本カードは、対象店舗が発行するクーポン券との併用ができます。ただし、当社が別に利用条件を定めた場合は、当該利用条件が適用され、クーポン券との併用ができない場合があります。
- (5) 本カードまたは本カードの残高の換金、返金および払い戻し等はいたしません。また本カードを複数枚お持ちであっても、これらの残高を統合することはできません。なお、本カード発行後にお客様から入金額をお預かりし、当該金額を本カードに入金(リチャージ)することはできません。
- (6) 本カードは、券売機での支払や、モバイルオーダーやデリバリーでの支払で利用することはできません。ただし、モバイルオーダーの場合、決済方法を店舗での支払いを選択した場合、第1項に基づき利用することができます。

第5条 お支払合計額または本カード残高に誤りがある場合の残高の修正方法

- (1) 前条第1項の規定により、お客様がレシートを確認した結果、お支払合計額または本カード残高に誤りを発見した場合、お客様は対象店舗に対して、その旨をお申出いただくものとします。このお申出は、原則としてお支払い時にしていただくものとしますが、お支払い時よりも後に誤りを発見した場合、お支払いの日から1か月以内に限り、当社所定の方法によりこのお申出をすることができます。このお申出を行うに当たっては、レシートの提示等により事実確認をさせていただく場合があります。
- (2) 当社は、お客様による前項のお申出、または前条第2項の規定により当社システムサーバーに

記録された情報により、お支払合計額または本カード残高に誤りがあることを発見した場合には、当該お客様にご連絡の上、お客様の同意が得られた場合に限り、当社システムサーバーのデータを操作し、本カードの残高を正しい残高に修正することができるものとします。ただし、当社は、本カードの不正利用等の緊急時においては、お客様への事前のご連絡をせず、お客様から事前の同意を得ることなく、残高の修正ができるものとします。

(3) 当社は、前項の修正が完了となった際には、その旨をお客様にご報告するものとします。

第6条 残高および有効期限の照会方法

お客様は、次の方法により残高および有効期限を確認できるものとします。

- (1) 第4条第1項に規定するレシートによる確認
- (2) 残高および有効期限照会ウェブサイト(<https://www.vcsys.com/s/toridoll/p/>)にアクセスすることによる確認

第7条 有効期限

- (1) 第3条第1項に基づき本カードに付与された残高は、当該残高が付与された日の属する月の1年後の末日とします。なお、残高に有効期限が複数ある場合、先に有効期限が到来する残高が優先して充当されるものとします。
- (2) 前項の有効期限の経過により未使用の残高は自動的に失効するものとし、失効した理由の如何を問わず、当社は、未使用の残高の失効に係る一切の責任を負わないものとします。

第8条 管理

- (1) お客様は、本カードまたは本カードを特定するための情報(二次元コード情報を含みますが、これに限りません。)を第三者に許可なく利用され、または紛失することのないように厳重に管理するものとします。万が一、お客様が本カードまたは本カードを特定するための情報を紛失した場合、直ちに次条に定める停止および再発行の手続を取るものとします。
- (2) 当社は、第三者によって許可なく本カードまたは本カードを特定するための情報が利用された場合(前項に基づき停止の手続を取るまでに利用された場合を含みます。)であっても、お客様本人が利用したものとみなし、当該利用によって発生した損害について一切の責任を負わないものとします。
- (3) 第三者から譲渡、転売、交換等により取得した本カードについては、本規約第10条に違反するものであり、本規約第11条に基づく措置の対象となるほか、当社は、当該本カードの残高について何ら保証いたしかねます。

第9条 再発行等

- (1) 当社は、お客様が本カードを紛失、破損、汚損するなどして、お客様から再発行の申し出を受けた場合、当社で状況などを確認したのち、当社が適切と判断したときには、発行済の本カード

を停止し、新しい本カードを再発行いたします。

- (2) 前項の再発行に際して、原則として再発行手数料(カード代金・送料等)として、残高より500円相当額を差し引くものとしますが、再発行手数料が不要と当社が判断した場合、再発行手数料を差し引かないことがあります。なお、残高不足により本カードから再発行手数料の全額を差し引くことができない場合は、次回本カード(異なる株主番号で別の本カードを取得した場合の当該本カードを含みます。)への入金時に、入金額から再発行手数料の全額を差し引くものとします。

第10条 禁止事項

- (1) 当社は、お客様が本カードのご利用をするにあたって、以下の行為を行うことを禁止します。お客様がこれらの禁止事項に該当すると当社が認めた場合は、お客様への何らの通知・催告なく、お客様の残高を失効させることができるものとします。
- ① 本カードの情報を不正な方法によって取得する等の行為
 - ② 本カードの情報を改ざん、偽造、または変造する等の行為
 - ③ 当社または第三者に損害を与える行為、または損害を与えるおそれのある行為
 - ④ 当社または第三者の財産、名誉、プライバシー、著作権等の知的財産権等を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - ⑤ 当社または第三者に対して誹謗中傷、差別、脅迫、いやがらせその他の経済的・精神的損害または不利を与える行為
 - ⑥ 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為
 - ⑦ 当社または対象店舗に対し、虚偽の申告、届出を行う行為
 - ⑧ コンピューターウイルス等有害なプログラムを使用または提供する行為
 - ⑨ 迷惑メールやメールマガジン等を一方的に送付する行為
 - ⑩ 当社または第三者のサーバーに負担をかける行為、もしくは、株主優待制度その他の当社の事業の円滑な運営やシステム等に影響を与える行為
 - ⑪ 詐欺その他の犯罪行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為
 - ⑫ 法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為
 - ⑬ 当社ホームページ上で表示される画像、データ、情報等の全てについて、その有償無償や形態の如何を問わず、事前に当社から書面による承諾を得ることなく、無断で複製、転載、再配布等する行為
 - ⑭ 本カードを第三者に譲渡、貸与または転売する行為
 - ⑮ 前各号の行為をほう助、勧誘、強制、助長する行為
 - ⑯ その他当社が不適切と判断する行為

第11条 不正な取得および利用等

- (1) 当社は、お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社または対象店舗の判断により、お

お客様に本カードのご利用をお断りし、無効扱いとしたうえで、お客様の本カードを当社または対象店舗にお引渡しいただくものとします。

- ① お客様が不正な方法により本カードが取得されまたは取得されたものであることを知って、当該本カードをご利用いただいた場合やご利用しようとした場合
 - ② お客様がご利用する本カードの内容または情報が改ざん、偽造または変造されたものである場合
 - ③ 本規約に違反した場合
 - ④ その他、当社または対象店舗がお客様による本カードのご利用が不正であると判断した場合
- (2) お客様が前項各号に該当する疑いがある場合、当社または対象店舗は、調査のため一時的にお客様による本カードの利用をお断りし、必要に応じてお客様から本カードをお預りできるものとします。
- (3) お客様は、第1項各号のいずれかの疑いがある場合において、第4条第5項のとおり払い戻しをすることができず、また本カードの再発行および交換(以下、「再発行等」といいます。)も一切請求することができないものとします。ただし、当社は、お客様のご事情等を総合的に勘案し、再発行等が必要であると判断した場合には、再発行等を行うことができるものとします。

第12条 お客様の損害賠償責任

お客様は、本規約に違反したことにより、当社または第三者に損害を与えた場合、その一切の損害(損害賠償金、訴訟費用および弁護士費用等を含みますが、これらに限りません。)を賠償する責任を負うものとします。

第13条 システム保守および障害等

天災事変等の不可抗力を原因とする停電およびシステム障害、メンテナンス、偽造等に関する管理、対象店舗における機材の故障等その他やむを得ない事情により、対象店舗の一部または全店において、当社は予告なく本カードの一部または全部の利用を一時的に停止できるものとします。この場合、本カードをご利用いただけないことからお客様に不利益または損害が発生した場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第14条 免責および責任の制限

- (1) 当社は、お客様による本カードの利用にあたって当社から提供する広告または情報について、その内容の正確性、適法性および完全性等に関し、いかなる明示または黙示の保証も行わず、また、それに起因する損害についても一切の責任を負わないものとします。
- (2) 当社は、お客様が行う対象店舗での本カードの利用およびこれに係る商品の購入以外の行為またはお取引に一切関与しません。お客様と第三者の間で発生したトラブル、紛争等は、当該紛争等の当事者間で解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。ただし、当該紛争等

が当社の責めに帰すべき事由に起因する場合には、次項および第4項に定める限度で責任を負うものとします。

- (3) 当社は、当社に故意または重過失がある場合を除いて、本カードの提供に起因してお客様に生じたあらゆる損害について、一切の責任を負いません。当社の故意または重過失に起因して、お客様に損害が生じた場合、当社は、直接かつ現実に生じた通常の損害の範囲内でのみ、かつお客様における本カードの残高を上限として損害賠償責任を負うものとします。
- (4) 前項にかかわらず、お客様と当社との間の契約が消費者契約法に定める消費者契約となる場合、当社は、当社の過失による債務不履行責任または不法行為責任については、直接かつ現実に生じた通常の損害の範囲内でのみ、かつお客様における本カードの残高を上限として損害を賠償するものとし、当社の故意または重過失による債務不履行または不法行為責任については、相当因果関係の範囲内で損害賠償責任を負うものとします。
- (5) 当社は当社ホームページのシステム等にエラー、バグ、不具合、中断その他の瑕疵がないこと、コンピューターウイルス等の有害情報が含まれない事、ならびに正確性、信頼性、完全性、適法性、非侵害性、有効性、目的適合性等につき、いかなる明示または黙示の保証を行わず、また、それに起因する損害についても一切の損害を負わないものとします。

第 15 条 著作権等知的財産権

当社の株主優待制度に関連して当社がお客様に提供する情報(映像、文章、写真、プログラム等を含みますが、これらに限りません。)に関する著作権その他の一切の知的財産権は、当社または当社に利用を許諾した権利者に帰属します。

第 16 条 投稿情報の取扱い

- (1) お客様は、当社に対して、当社の株主優待制度に関連して投稿・発信するメッセージ等を含む全ての情報(以下、「投稿情報」といいます。)が、当社または第三者の権利を侵害していないことを保証するものとします。お客様が投稿情報により第三者の権利を侵害し、または投稿情報に関して第三者との間で紛争が発生した場合は、お客様は自身の責任と負担においてこれを解決しなければならず、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (2) 当社は、投稿情報を監視する義務を負わず、また保存する義務を負わないものとします。
- (3) 当社は、投稿情報について、次の場合には、投稿情報の全部または省略した一部を、必要な範囲内において使用・保存することができるものとします。
 - ① 店舗におけるサービスや株主優待制度の円滑な提供、システム等の構築・改良・メンテナンスに必要な場合
 - ② 本規約第 10 条(禁止事項)に該当する行為に関して、投稿情報の内容を確認する必要があると当社が判断した場合
 - ③ その他当社または第三者の権利・利益の保護および株主優待制度の維持のため必要があると当社が判断した場合

第 17 条 個人情報の取扱い

当社は、本カードの提供およびお客様の本カードの利用に際してお客様から取得した個人情報を、当社の「プライバシーポリシー (<https://www.toridoll.com/policy/index.html>)」に従い、適切に取り扱います。

第 18 条 業務委託

当社は、本カードに関して行う業務を第三者に委託する場合があります。

第 19 条 本規約の変更および株主優待制度の廃止

- (1) 当社は、贈呈基準の変更、対象店舗の変更等、当社の判断においていつでも本規約を変更することができ、また株主優待制度を廃止できるものとします。
- (2) 本規約を変更する場合、当社は、当社ホームページへの掲出その他の当社所定の方法において、本規約を変更する旨ならびに変更内容およびその効力発生時期を周知するものとし、効力発生時期以降は、変更後の本規約の内容が適用されるものとします。また、当該効力発生時期後、お客様が本カードを利用した場合には、当社は、お客様が当該変更内容を承諾したものとみなします。
- (3) 株主優待制度を廃止する場合、当社は、当社ホームページへの掲出その他の当社所定の方法において、株主優待制度を廃止する旨および終了時期を周知するものとします。株主優待制度が終了した場合、当社が別途定める場合を除いて、未使用の残高は自動的に失効するものとし、失効した理由の如何を問わず、当社は、未使用の残高の失効に係る一切の責任を負わないものとします。

第 20 条 本規約の有効性

本規約の一部が無効となる場合であっても、本規約のその他の規定は有効とします。本規約の一部が、一部のお客様との間で無効となる場合についても、本規約は他のお客様との間では有効とします。

第 21 条 準拠法

本規約に関する全ての法律関係については、日本国法を準拠法とし、日本国法に従って解釈されるものとします。

第 22 条 裁判管轄

本規約に基づくお取引に関して当社とお客様との間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 23 条 附則

- (1) 本規約は、2026 年6月1日より施行します。
- (2) 本規約は、2026 年6月1日以降に当社が新たに発行する本カードまたは同日以降に入金する残高のご利用から適用されます。

■ 本カード発行元

株式会社トリドルホールディングス
東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

■ 本カードに関するお問い合わせ先

当社ホームページに記載の窓口とします。